

# 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (第2版)

一般社団法人高梁市観光協会

令和3年2月18日

## 1 施設管理運営における新型コロナウイルス感染防止について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされた。

これを受け、一般社団法人高梁市観光協会では、感染予防に求められる「基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の終息までの、施設管理運営における当面の対策をとりまとめた。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見、お客様のご要望、受け入れ体制等を踏まえて、本対策指針は随時見直しを行うものとする。

## 2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

対策の検討にあたっては、同専門家会議の提言を遵守し、以下の点に留意した。

- 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員やお客様等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討。
- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（施設内の家具・備品類、接客カウンター・テーブル、パンフレットスタンド、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、レジ、手すり、自動販売機 など）には特に注意。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価。

## 3 具体的な感染防止対策

### 1 留意すべき基本原則と各場面の共通事項

#### ①留意すべき基本原則

- ・従業員とお客様、そしてお客様同士との接触をできるだけ避けるよう、対人距離を概ね2m（最低1m）確保するよう努める。
- ・施設入口及び施設内に手指の消毒設備の設置。
- ・マスクの着用。（従業員及びお客様に対する周知。）
- ・施設等の換気。
- ・施設内の定期的な消毒。
- ・旅行時の感染防止対策を周知・啓発するとともに、対策の実行への理解と協力を依頼する。
- ・県外への不要不急の外出は控えるよう努める。

## ②各場面の共通事項

- ・ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで飛沫接触を防止する。
- ・ いつでも使えるようにアルコール等を施設に設置。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

## 4 従業員等向けの対策

### 1 健康管理

- ・ 出勤前に、体温や症状の有無を確認し、具合が悪い場合は自宅待機すること。また、勤務中に具合が悪くなった場合も、直ちに帰宅し、自宅待機すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機すること。
- ・ 発熱や具合が悪く自宅待機となった従業員は、健康状態を毎日確認して事務局へ報告すること。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所へ相談すること。

### 2 勤務

- ・ 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、うがい、手指消毒を行うこと。また、咳エチケットを遵守すること。
- ・ 勤務中、マスク等を装着すること。特に、複数名による打ち合わせなど近距離、接触が不可避な場合には、これを徹底すること。
- ・ 事業所外での業務を行うときは、無症状感染者がいる可能性があることを前提に、感染防止行動を徹底すること。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻りに触れる機会を減らす工夫をすること。
- ・ 業務中に着用した作業着や衣服は、こまめに洗濯すること。

### 3 設備・器具

- ・ 洗面所備品、トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、電気のスイッチ、電話機、手すりなどの共有設備については、頻りに洗浄・消毒を行うこと。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉すること。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底すること。
- ・ 建物全体や個別の業務スペースの換気に努めること。

### 4 従業員等の意識向上

- ・ 感染防止対策の重要性を理解し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」、「『新しい生活様式』の実践例」に取り組むこと。

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者に対する人権侵害を行わないこと。

### 3 お客様向けの対策について

#### 1 入館時

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかけること。また、申し出があった場合は、同意を得た上で速やかに新型コロナウイルス感染症電話相談窓口へ連絡し、その指示に従うこと。

＜岡山県 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口＞

【TEL】086-226-7877（24時間対応）

- ・手指消毒するよう促すこと。
- ・マスクの着用を促すこと。
- ・施設内で大きな声を出すことをご遠慮いただくよう促すこと。
- ・券売所に行列ができる場合は、間隔を空けた整列を促すこと。
- ・料金を収受する場合は、カルトン（トレイ）を使用すること。

#### 2 施設内清掃

- ・アルコール溶液や次亜塩素酸水、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤溶液を用いて清掃すること。
- ・トイレ、蛇口、ドアノブ、ゴミ箱、テーブル、椅子、手すりなどの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行うこと。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

#### 3 施設内トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこと。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意すること。

第1版 令和2年5月25日

第2版 令和3年2月18日